

第18期 第9回 豊見城市農業委員会 総会

1. 日 時: 令和6年5月28日(火) 午後2時29分～午後3時17分

2. 場 所: 豊見城市役所 3階 第2会議室

3. 出席農業委員 (7 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 比嘉 友明 委員 5番 金城 朝之 委員 6番 上里 さゆり 委員

7番 金城 敏満 委員 8番 金城 道夫 委員

4. 欠席農業委員 (1 名)

4番 比嘉 強 委員

5. 農地利用最適化推進委員

東部地区: 金城 阿希乃 委員 ・ 金城 光俊 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員

6. 農業委員会事務局職員

局 長: 新田 靖 班 長: 宇地原 健

主任主事: 長嶺 文斗 主任主事: 南 叶子

7. 議事録署名委員

5番 金城 朝之 委員 ・ 6番 上里 さゆり 委員

8. 付議すべき案件

報告第 44 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 45 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 46 号 現況証明願について

報告第 47 号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第 48 号 農地法許可申請の取下げ願いについて

報告第 49 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第	26	号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	27	号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第	28	号	令和5年度農地利用の最適化の推進の状況等について

9. 会議の内容

議長

これから第 18 期豊見城市農業委員会第 9 回の総会を開催いたします。

(午後 2 時 29 分) 開会

議長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日 1 日限りいたします。

本日の出席委員は 8 名中 7 名ということで、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に第 5 番委員の金城朝之委員と第 6 番委員の上里さゆり委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の新田事務局長及び南主任主事をお願いいたします。

これより報告案件に入ります。初めに、報告第 44 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 2 ページをお開きください。報告第 44 号「農地転用後利用状況の報告について」、1 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長

ただいまの報告第 44 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。

特に質疑ないようですので、進行します。

次に、報告第 45 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 4 ページをお開きください。報告第 45 号「転用許可に係る工事の完了報告について」、2 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長

報告第 45 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。進行してよろしいでしょうか。

特に質疑がないようですので、進行します。

次に、報告第 46 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 6 ページをお開きください。報告第 46 号「現況証明願について」、3 件ございました。内容を確認のうえ、証明を発行いたしましたので、

	ご報告いたします。以上です。
議長	報告第 46 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑がないようですので、進行します。 次に、報告第 47 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 8 ページをお開きください。報告第 47 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」、3 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 47 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑がないようですので、進行します。 次に、報告第 48 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 10 ページをお開きください。報告第 48 号「農地法許可申請の取下げ願いについて」、3 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 48 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑がないようですので、進行します。 次に、報告第 49 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 11 ページから 12 ページをお開きください。 報告第 49 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、1 件ありました。内容を確認のうえ、通知書を受理しましたので、報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 49 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑がないようですので、進行します。 次に、議案審議に入ります。議案第 26 号について審議します。「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお

	願いをしたいと思います。では、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第 26 号について説明いたします。 議案書の 13 ページから 18 ページとなります。 では、議案書の 13 ページ及び 14 ページをお開き下さい。 議案第 26 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、2 件の申請がございました。 整理番号 1 番につきまして、議案書の 16 ページをお開き下さい。 申請のありました、豊見城市字嘉数 548-1、548-2 につきまして、農地法第 3 条第 2 項の第 1 号の全部利用効率要件について調査票では「該当しない」となっておりますが、内容に疑義がありますので農業委員の皆様の判断を仰ぎたいと考えております。疑義の内容については後ほど説明いたします。 整理番号 2 番につきまして、議案書の 18 ページをお開き下さい。 申請のありました、豊見城市字伊良波 370-1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。 なお、今回の申請にあたって、新規に許可申請する農地及び、すでに耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。 調査結果について、金城光俊委員 から報告をお願いします。
金城推進委員	それでは、令和 6 年 5 月 14 日に行いました現地調査の結果について報告します。 整理番号 1 番について、申請地では、耕作の状況が確認できませんでした。当該土地の現況については、別紙資料のとおりとなっておりますのでご覧ください。 整理番号 2 番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。
事務局	ただいま報告のありました整理番号 1 番につきまして、説明いたします。 別紙資料にありますのが、申請地への接道の現況となります。 左上から①、①が嘉数 551-10、551-11 の間にある通路となっており、②～④がその接道のつきあたり左側の現況となっております。草木が繁茂しており、申請地に立ち入ることができませんでした。また、申請地についても同様の状態であり、耕作ができる状態にないと判断しております。 事務局から申請者に聞き取りをしたところ、接道についてはシルバー人材センターに除草作業を依頼し、申請地については草刈り機を用いて世帯員である夫

	と除草作業をし、耕作できる状態に戻す予定であるとの回答でした。 広い接道はない状況であるので、トラクター等大型の機械を入れることは難しく、前述のような方法になるということです。
議長	ありがとうございます。事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。議案第 26 号については 1 件ずつ審議します。 初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 (3 番委員挙手)
議長	はい。比嘉友明委員。
3 番委員	ちなみに、①が僕のアパートになるんですよ。 現実的にここでやることは困難だと思います。重機も入りきれないし、もし刈るとなったら進入路もここから行くしかないんですけど、そこからトラクターとか入っていくのは不可能です。
議長	他にいらっしゃいますか。 (2 番委員挙手)
議長	はい。上原委員。
2 番委員	この畑へは 551-10、551-11 から行けますよね。それと、551-12 も通らないといけないと思います。551-12 は今回の申請地でもないし、通り道として利用できるのか。
事務局	家が建つまでは 551-11 を通って畑の通路として利用していたようです。
議長	休憩します。 休憩 午後 2 時 45 分 再開 午後 2 時 58 分
議長	再開します。

それでは整理番号 1 番について保留ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番については保留することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。

(2 番委員挙手)

議長 はい。上原委員。

2 番委員 譲受人の方について教えてください。従事日数が 30 日となっていますが、150 日以上というのが普通だと思うが、これは最低何日とかあるのでしょうか。1 日でもいいってことでしょうか。すみません、教えてください。

事務局 下限はないんですけれども、まずこちらの譲受人の場合、世帯に祖父が含まれておりまして、その祖父が農業従事に 320 日従事すると伺っておりますので、世帯員が従事要件を満たしているという判断をしております。

2 番委員 わかりました。特にそういった譲受人の場合の 30 日というのは、特に制限はないということで、本人か世帯人が、150 日やればいいってことですか。

事務局 はい。

議長 他に質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。
では質疑なしと認めます。これより採決します。
整理番号 2 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定しました。

次に議案第 27 号について審議します。議案第 27 号については農業委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農業委員からの報告もお願い

事務局

いします。では、事務局の説明をお願いします。

それでは、議案書の 20 ページをご確認ください。議案第 27 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、2 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。整理番号 1 番につきまして 21 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字渡橋名 283。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

整理番号 2 番につきまして 25 ページからご確認ください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 335-2。転用目的は駐車場 兼 資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。農地の区分は 3 種農地と判断しております。

こちらは敷地が砂利敷きにして既に駐車場として利用していたため、違反転用案件として始末書を受領しております。経緯は所有者が平成 26 年頃から農地転用の許可を得ず、業者に車両置場として貸していたようです。現在は車両を移動してもらい、許可が下りるまでは使用しないようこと、もし使用しているのを確認したら許可が下りなくなる可能性がある旨お伝えしています。私の方で 6 月に再度、現場確認をする予定です。

申請にあたって、現地の調査結果については金城朝之委員から報告をお願いします。

5 番委員

それでは、令和 6 年 5 月 17 日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号 1 番の申請地について、現場は草木が繁茂しており、遊休状態となっておりました。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。

整理番号 2 番の申請地について、事務局からの説明のあったように現場は既に砂利敷きになっており、違反転用されておりました。現地の境界、周辺への被害防除等については問題ないと考えられます。説明は以上です。

議長

ありがとうございます。では議案第 27 号については 1 件ずつ審議します。初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。よろしいですか。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可

相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番については、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に議案第 28 号について審議します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第 28 号 令和 5 年度農地利用の最適化の推進の状況等について説明いたします。お手元の議案書の 29 ページから 35 ページとなります。

この最適化活動の推進の状況等については、令和 4 年 2 月 2 日付けの農林水産省経営局長通知に基づき、翌年度の 5 月末までに総会において点検・評価することとなっており、6 月末までに県に報告し、公表することとなっております。それでは議案書の 30 ページをお開きください。「ローマ数字の I 農業委員会の状況」について、先月の総会で可決された「令和 6 年度最適化活動の目標」と同じ内容となっておりますので、今回は説明を省略させていただきたいと思えます。

続いて、31 ページをご覧ください。こちらから「最適化活動の実施状況」の「農業委員会の実績及び点検・評価結果」となります。

まず、「1 最適化活動の成果目標」「(1) 農地の集積」の「①現状及び課題」と「②目標」については、令和 5 年度当初に目標として設定した内容となります。「③実績」として、目標 5ha に対して 6.2ha の実績となり、「今年度末の集積面積（累計）」は 68.8ha となりました。「今年度末の集積率」は 30.7%となり、「目標に対する達成状況」は 103.1%となっています。「農業委員会の点検結果」として、目標に対する達成状況は 103.1%となり、目標を達成すること

ができた。としております。

続いて、「(2) 遊休農地の解消」について、先ほどと同じように①と②は、当初に設定した内容となります。

32 ページの「③実績」をご確認ください。「③実績」の「ア 既存遊休農地の解消」として、令和 4 年度の遊休農地が 28.8ha に対して令和 5 年度は 30.4ha だったため、「今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積」は-1.6ha となり、目標に対する達成状況は-26.2%となりました。

次に「イ 新規発生遊休農地」については、14.4ha となっております。

次に「④その他」として、利用状況調査の実施時期などについて記載しております。

農業委員会の点検結果として、・遊休農地の解消目標面積 6.1ha に対し、-1.6ha と遊休農地が増加してしまった。・遊休化の早期発見に努め、中間管理機構との連携を図りながら解消に努める。としております。

続いて、「(3) 新規参入の促進」について、①と②は、当初に設定した内容となります。

33 ページの上の部分をご覧ください。「③実績」の「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積」は 7.2ha でした。その公表方法については、窓口での閲覧となっています。目標は 0.8ha だったため、「目標に対する達成状況」は 960%となりました。

農業委員会の点検結果として、・伐開等に要する初期経費や立地などで条件が合わないこともあるが、一定数のマッチングはできている。としております。

続いて、「2 最適化活動の活動目標」について、「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」などは月に 6 日、人数も農業委員 8 人、推進委員 4 人から変更ありません。「(2) 活動強化月間の設定」の実績は 0 回としております。

次に 34 ページ「(3) 新規参入相談会への参加」の実績も 0 回としております。その下にある「目標の達成状況の評語」については、農林水産省経営局農地政策課長通知の別表に基づき点数化し、4 段階評価の上から 3 番目にあたる「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となっております。

その下の「推進委員等の点検・評価結果」は、令和 5 年度の途中で改選がありましたので、退任された委員も含めての評価となっております。

こちらも農地政策課長通知の別表に基づき点数化した結果となります。

続いて 35 ページをお開き下さい。こちらは「事務の実施状況」となります。

まず、「1 総会、部会の開催実績」は実績数を掲載しています。豊見城市には部会はありませんので、総会のみとなります。

次に「2 農地法第 3 条に基づく許可事務」について、1 年間の処理件数は 32 件ありました。うち不許可が 1 件ありましたので、許可件数は 31 件となります。

す。「処理期間」として、農地法に係る事務処理要領では 3 条申請の標準処理期間は 4 週間とされています。実績として平均 24 日となっております。

次に「3 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）」について、「権限移譲の状況」は、現在権限移譲は受けていないため、空欄となっております。1 年間の処理件数は 56 件ありました。うち許可相当とした件数は 56 件です。

「処理期間」として、農地法に係る事務処理要領では転用申請の標準処理期間は 3 週間とされています。実績として平均 22.7 日となっております。

次に「4 違反転用への対応」について、50ha の違反転用がありました。令和 4 年度の利用状況調査結果は 54.6ha だったため、4.6ha の解消となっております。なお、現状の農地面積 224ha は国が実施している作物統計調査結果となっており、この面積に遊休農地や違反転用面積は含まれておりません。「違反転用解消のために実施した活動内容」として、是正状況の把握と必要な手続きの指導としております。

以上で、議案第 28 号について説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました それでは議案第 28 号について委員の質疑を許します 質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

(8 番委員挙手)

議長 はい。金城委員。

8 番委員 31 ページ。遊休農地の発生防止という項目の現状の遊休農地面積が 28.8 ヘクタールということですが、現状っていつですか。

事務局 これが、令和 5 年度当初なので、令和 4 年度の結果になります。

8 番委員 じゃあ、下の目標にある令和 3 年度の利用状況調査の遊休農地面積が 30.3 って何ですか。

事務局 この事務の実施状況の公表などを始めたのが令和 4 年度になっていて、そのベースになってくるのが令和 3 年度の遊休農地になります。それを 5 年かけて解消していきなさいというのがその趣旨ということで、令和 3 年度がその基準となっています。

8 番委員	全体の話になりますが、これ点検評価って言っているじゃないですか。点検評価で目標に対して期待を下回ったとなっているが、それでいいの。
事務局	これは別表があり、それぞれの実績に応じて点数化されていますので、その結果となります。
8 番委員	要は点検評価だけど、こういう内容でいいのか。
事務局	一律決められた基準なので問題ありません。
8 番委員	はい、わかりました。
議長	他に質疑ありますでしょうか。 質疑なしと認めます。これより採決します。 議案第 28 号については 事務局の説明のとおり承認することにご意見ございませんでしょうか。
	(異議なし)
議長	異議なしとのことですので、議案第 28 号は事務局の説明のとおり承認することに決定しました。 それでは以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。ご審議をいただき、ありがとうございました。 これで本日の農業委員総会を終わります。大変お疲れさまです。
	令和 6 年 5 月 28 日 (火)
	午後 3 時 17 分終了

議事録署名委員

議長 瀬長澄子

5 番委員 金城朝之

6 番委員 上里さゆり